

様式第1号

## 平成24年度 計画・条例等一覧

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め 市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	（仮称）花巻市行財政プラン	<p><b>【目的】</b> 健全で持続可能な財政運営を堅持しながら、確実に規模縮小に向かうための行政改革を内容とする予算編成上の目標として策定。</p> <p><b>【内容】</b> 現行の行政改革大綱と集中改革プランを融合し、後継するもので、身の丈にあった財政規模へ縮小していくためのアクションプラン。</p> <p><b>【区分】</b> 実施計画</p>	対象外		規模縮小に向けた要求枠の設定や具現化するための行革手順など、予算編成の目標とすべきものであるため。
2	花巻市新型インフルエンザ等対策本部条例（仮称）	<p><b>【目的及び内容】</b> 新型インフルエンザ等対策特別措置法（24年5月11日公布 未施行）の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定める。</p> <p><b>【内容】</b> 市町村に設置すべきものと規定されている対策本部の組織等について定める。</p> <p><b>【議会及び施行日】</b> ①議会提案 平成25年3月定例会 ②施行日 平成25年4月以降 （法施行の日…公布日から1年以内。現時点で未定）</p>	対象外		法の規定に基づき、市の内部組織について規定する条例であるため。
3	花巻市情報公開条例及び花巻市個人情報保護条例の一部を改正する条例	<p><b>【目的】</b> 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行により国の経営する企業がなくなることに伴い、所要の改正を行う。</p> <p><b>【内容】</b> ① 花巻市情報公開条例の一部改正 行政文書の開示請求に係る非開示情報のうち、事務又は事業に関する情報であって、国が経営する企業の経営上の正当な利益を害するおそれがあるものを削ること。 ② 花巻市個人情報保護条例の一部改正 個人情報の開示請求に係る非開示情報のうち、事務又は事業に関する情報であって、国が経営する企業の経営上の正当な利益を害するおそれがあるものを削ること。</p> <p><b>【議会及び施行日】</b> ① 議会提案 平成25年3月定例会 ② 施行日 平成25年4月1日施行</p> <p><b>【法令等に基づく改正の場合】</b> ① 名称 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律 ② 法令改正施行日 平成25年4月1日施行</p>	ウ 制度	ア 軽微	国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行による行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に準じて改正するものであるため。
4	花巻市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	<p><b>【目的】</b> 人事院勧告の趣旨を尊重し、一般職の給与に関し、必要な事項を定める。</p> <p><b>【内容】</b> 55歳を超える職員の昇給について、勤務成績が特に良好であり、かつ、懲戒処分等の対象とならない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、職務成績に応じて人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p><b>【議会及び施行日】</b> ① 議会提案 平成25年3月定例会 ② 施行日 平成25年4月1日</p>	対象外		人事院勧告の趣旨を尊重し、55歳を超える職員の昇給等を定めるものであるため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め 市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
5	花巻市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 平成25年度より湯口学校給食センターの調理業務を民間委託することに伴い所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 長期継続契約を締結することができる契約に学校給食の調理及び運搬に関する業務委託契約を追加する。</p>	対象外		市が発注する庁内業務に係る長期継続契約を締結できる契約業務の内容を変更するものであるため。
6	花巻市振興センター条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 振興センターの整備に伴い所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 花北振興センターの移転整備に伴い、建物の住居表示番号が変更になることから、当該センターの位置を変更する。</p> <p>【議会及び施行日】 ① 議会提案 平成25年3月定例会 ② 施行日 平成25年4月1日</p>	対象外		花北振興センターの住居表示番号変更に伴う位置の変更であるため。
7	(仮称) 高村光太郎記念館条例	<p>【目的】 郷土縁の偉人「高村光太郎」の偉業を広く知らしめ、顕彰することを目的に記念館を設置する。</p> <p>【内容】 (仮称) 高村光太郎記念館の管理運営等について定める。</p> <p>【議会及び施行日】 ① 議会提案 平成25年3月定例会 ② 施行日 平成25年4月1日施行</p>	対象外		高村光太郎記念館の設置及び管理運営等について定めるものであるため。
8	花巻市鳥獣被害防止計画	<p>【目的】 鳥獣による農林水産業に係る被害の防止及び住民の生命又は身体に係る被害の防止等を図ることを目的として策定する。</p> <p>【内容】 対象鳥獣の種類、計画の期間、対象地域、被害防止の方針、対象鳥獣の捕獲等に関する事項、防護柵の設置その他の被害防止施策</p> <p>【区分】 実施計画</p> <p>【計画期間】 平成24年度から平成26年度</p> <p>【関係法令】 鳥獣被害防止特別措置法、鳥獣保護法</p>	対象外		鳥獣被害防止特措法に基づき、被害防止施策の実施に関する具体的な事項等を定めるものであるため。  (策定済み)
9	花巻市国営土地改良事業償還基金条例	<p>【目的】 国営土地改良事業の償還に要する資金を積み立てるため花巻市国営土地改良事業償還基金を設置する。</p> <p>【内容】 基金の設置及び管理、運用等について規定する。(交付税措置のない国営土地改良事業の市負担分について、東日本大震災による被災地に震災復興特別交付税が措置される。その要件として、一般財源により同額を積み立て、償還金に充てる必要がある。)</p> <p>【議会及び施行日】 ① 議会提案 平成25年3月定例会 ② 施行日 公布の日から施行</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ① 名称 東日本大震災に対処する等のための平成23年度分の地方交付税の総額の特例に関する法律 ② 法令改正施行日 平成24年4月1日施行</p>	対象外		国営土地改良事業における、市負担分について、交付税措置を受けるための要件である基金を設置するものであるため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め 市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
10	花巻市障害者自立支援条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 法令の名称が障害者自立支援法から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律となることに伴い改正を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称改正：花巻市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例</li> <li>・花巻市障害程度区分審査会から花巻市障害支援区分審査会へ改正（2条）</li> </ul> <p>【議会及び施行日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①議会提案 平成25年3月定例会</li> <li>②施行日 平成25年4月1日施行</li> </ul> <p>【法令等に基づく改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</li> <li>②法令改正施行日 条例名称改正 平成25年4月1日施行 第2条 平成26年4月1日施行</li> </ul>	対象外		障害者自立支援法の改正に伴い、名称の変更を行うものであるため。
11	花巻市老人保健施設条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 平成24年度介護報酬改定及び地域主権一括法の施行により岩手県が定める介護老人保健の設備及び運営に関する基準を定める条例等の施行に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①介護報酬の改定に伴い、短期利用者の食費の額を1日当たりの額から1食当たりの額とする。</li> <li>②基準の県条例移行に伴い、利用料その他の費用の規定について、条例別表を削り、県条例同様に規則で定める等所要の整理を行う。</li> </ul> <p>【議会及び施行日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)議会提案 平成24年12月定例会</li> <li>(2)施行日 ①平成25年1月1日施行 ②平成25年4月1日施行</li> </ul> <p>【法令等に基づく改正の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（介護保険法の一部改正）</li> <li>②法令改正施行日 平成24年4月1日 経過措置 平成25年3月31日</li> </ul>	対象外		介護報酬の改定に伴う、短期入所者の食費及び介護保険法の一部改正に伴い、引用する基準省令が県条例に移行されたことに伴う所要の改正であるため。
12	花巻市清掃センター条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 地域主権一括法において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正されたことから所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 市が設置する一般廃棄物処理施設における技術員の資格に関する基準について、省令を参酌して規定する。</p> <p>【議会及び施行日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①議会提案 平成24年12月定例会</li> <li>②施行日 公布の日</li> </ul> <p>【法令等に基づく場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正）</li> <li>②法令改正施行日 平成24年4月1日 経過措置 平成25年3月31日</li> </ul>	対象外		一般廃棄物処理施設における技術員の資格に関する基準を定めるものであるため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め 市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
13	花巻市廃棄物処理等手数料条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 市内各地域のし尿等収集運搬手数料を統一するため、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 ①花巻市のうち大迫町及び石鳥谷町を除く区域の収集運搬手数料を1回18リットル当たり96.3円に改め、大迫町及び石鳥谷町と同額とする。 ②東和町の区域を除き収集運搬した月の翌月としていた手数料の納付期限について東和町の区域も含める。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成24年12月定例会 ②施行日 平成25年4月1日</p>	対象外		し尿等収集運搬手数料等を定めるものであるため。ただし、各地域において住民説明会を実施する。
14	花巻市障害者自立支援条例等の一部を改正する条例 （①花巻市障害者自立支援条例の一部改正、②花巻市障害者総合支援条例の一部改正、③花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部改正、④花巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）	<p>【目的】 障害者自立支援法の一部改正に伴う所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 ①及び③引用する題名「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。 ②及び④「花巻市障害程度区分審査会」を「花巻市障害支援区分審査会」に改める。</p> <p>【議会及び施行日】 ① 議会提案 平成25年3月定例会 ② 施行日 ①及び③ 平成25年4月1日 ②及び④ 平成26年4月1日</p> <p>【関係法令】 ① 名称 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律 ② 法令改正施行日 平成25年4月1日施行</p>	対象外		障害者自立支援法の一部改正に伴う引用箇所の修正であるため。
15	花巻市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部が改正に伴い所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 附則第4項中で引用する、第14条第7項を第14条第8項とする</p> <p>【議会及び施行日】 ① 議会提案 平成25年3月定例会 ② 施行日 公布の日から施行</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ① 名称 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令 ② 法令改正施行日 平成25年1月17日施行</p>	対象外		法改正に伴う引用条項の整理であるため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め 市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
16	花巻市国民健康保険特定健康 診査等実施計画	<p>【目的】 高齢者の医療の確保に関する法律によ り、保険者に策定が義務付けられている実 施計画について、第1期計画期間終了に伴 い、第2期（平成25年度～）実施計画を 策定する。</p> <p>【内容】 特定健康診査及び特定保健指導に係る目 標、実施方法等</p> <p>【区分】 実施計画</p> <p>【計画期間】 平成25年度～平成29年度</p> <p>【関係法令】 高齢者の医療の確保に関する法律</p>	対象 外		特定健康診査及び特定保健指導につ いて、保険者が具体的な実施方法等 を定めるものであるため。
17	花巻市手数料条例の一部を改 正する条例	<p>【目的】 都市の低炭素化の促進に関する法律制定 に伴い、新たに必要となる手数料を定める ため所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 法第53条規定の低炭素建築物新築等計 画の認定申請手数料を規定する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成24年12月定例会 ②施行日 公布の日から</p> <p>【法令の制定に基づく改正】 ①名称 都市の低炭素化の促進に関する 法律 （平成24年法律第84号） ②法施行日 公布日（平成24年9月5 日）から起算して3月を超えない範囲（平 成24年12月4日まで）</p>	対象 外		地方自治法第227条に基づいて徴 収する手数料（特定の者に提供する 役務の経費）であり、県内の特定行 政庁において額を統一するものであ るため。
18	花巻市特別用途地区における 建築物に関する条例	<p>【目的】 特別用途地区内の施設が既存の工場の 操業環境や既成市街地、周辺の交通環境 に大きな影響を及ぼさないようにするた め、大規模集客施設の立地を制限する条 例を制定する。</p> <p>【内容】 建築基準法第49条の規定に基づき、 特別用途地区内における建築物の建築の 制限又は禁止に関し必要な事項を定め る。 ・1万平方メートルを超える大規模集客 施設の建築制限を行う。 ※現在、花巻市で指定する特別用途地区 への指定を予定のは、 南新田地区及び野田地区の一部で近隣 商業地域及び準工業地域の用途指定を 予定する地域</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成25年3月定例会 ②施行日 平成25年5月末予定 （農業振興地域除外の同時施行。 除外告示は25年5月末予定）</p>	対象 外		特別用途地区内に郊外型大型店等 を展開する事業者が主な対象であ り、一般の市民を対象とするもので はないこと。また、既成市街地や交 通等の周辺環境を保護するための条 例であるため。 なお、条例の制定に当たっては、 用途指定に併せて、住民説明会、公 聴会、案の縦覧等を実施する。
19	花巻市道路占用料徴収条例	<p>【目的】 道路法施行令が改正され道路占用物件 が追加されたことに伴い、所要の改正を 行う。</p> <p>【内容】 道路占用物件の追加（太陽光発電設備 及び風力発電設備）に伴い、道路法施行 令に準じた改正を行うもの。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成25年3月定例会 ②施行日 平成25年4月1日施行</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 道路法施行令 ②法令改正施行日 平成25年4月1日施行</p>	対象 外		道路法施行令の一部改正に伴い、 追加された道路占用物件及び料金を 施行令に準じて改正するものである ため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め 市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
20	花巻市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	<p><b>【目的】</b> 公職選挙法において、長の選挙におけるビラの旗布が可能となり、作成費用も公費負担でできるよう一部改正されたことから所要の改正を行う。</p> <p><b>【内容】</b> 長の選挙における選挙運動用ビラの公営に関する内容について規定する。</p> <p><b>【議会及び施行日】</b> ① 議会提案 平成25年6月定例会 ② 施行日 公布の日から（適用は施行後告示される市長選挙から）</p> <p><b>【法令等に基づく改正の場合】</b> ① 名称 公職選挙法の一部を改正する法律 ② 法令改正施行日 平成19年3月22日施行</p>	対象外		長の選挙における選挙運動用ビラの公営については、公職選挙法によりその対象枚数及び1枚当たりの作成単価が規定されており、これに基づき基準を定めるものであるため。
21	花巻市博物館条例の一部を改正する条例	<p><b>【目的】</b> 市博物館の分館として設置されている花巻歴史民俗資料館を廃止し、（仮称）高村光太郎記念館として新たに施設整備することに伴い、所要の改正を行う。</p> <p><b>【内容】</b> 本条例から同館を削る</p> <p><b>【議会及び施行日】</b> ① 議会提案 平成25年3月定例会 ② 施行日 平成25年4月1日</p>	対象外		（仮称）高村光太郎記念館の新設に伴う廃止であるため。なお、展示物について、光太郎関連は、新設する記念館に引き継ぐほか、それ以外については、博物館での展示とすることから市民等の鑑賞機会を損なうものではないため。